

令和7年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和8(2026)年6月

## 目次

I. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	1
基準1 使命・目的等	1
基準2 内部質保証	4
基準3 学生	9
基準4 教員・職員	23

## 基準 1. 使命・目的等

### 1-1 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

#### 1-1-① 学内外への周知

#### 1-1-② 中期的な計画への反映

#### 1-1-③ 三つのポリシーへの反映

#### 1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

#### 1-1-⑤ 変化への対応

### 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

### 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 【事実の説明】

#### 1-1-① 学内外への周知

本学の使命・目的は、設置者である法人の建学の精神「人間是宝」と校訓「今日学べ」を源泉としている。法人の「建学の精神教育使命」（昭和 45（1970）年 1 月 27 日制定）には、「本学園は、日本国民としての常道にしたがい、人は生きた資本資産なりの理想にもとづき、建学の精神を人間是宝と定め、若人の未来を考え、内在する可能性を拓き、常に創造する心と知性を育て、人間性豊かな徳操を養い、広く世界文化経済発展の先覚者としての自覚をもち、平和社会の奉仕に励み、これを実践することを使命とする」と定めている。これについては佐藤栄学園の公式ウェブサイトを示している。上記の建学の精神を旨として、本学はその目的を「幅広い教養を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって我が国及び国際社会の発展と人類の福祉に寄与しうる人材を育成すること」（学則第 1 条）と定めるとともに、法学部の教育目的については、第 3 条第 3 項に「科学技術の発展と社会構造の変化に対応しうる知見と総合的視野を持ち、社会に生起する問題の解決に向けた法学的素養をもった人材の養成を目的とする」と定め、スポーツ健康学部については、第 3 条第 4 項に「スポーツ及び健康に関する体系的な教育を通じて、社会のニーズに対応しうる知見と技能の修得及びその実践的な応用力の涵養を図り、スポーツの発展と人々の健康の維持・増進に寄与できる人材の養成を目的とする」としている。

大学院については大学院学則第 1 条にその目的を、「知識を基盤とする社会の各分野における高度な専門的知識を授け、情報化及び国際化の進展に対処し得る人材の育成を図り、もって学術文化の向上と地域社会・国際社会に貢献すること」としている。さらに法学研究科の目的を第 3 条第 2 項において「法律、政治、行政及び関連分野の教育研究を通じて専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要なる卓越した能力を養うこと」と定めている。

大学の使命・目的及び教育目的の学内外への周知については、学生、教職員はもとより、志願者・保護者及び社会一般に対し「GUIDE BOOK（大学案内）」「履修案内」等の文書に記載するとともにウェブサイトにも明示し周知を図ってきた。また、志願者・保護者を対象に、オープンキャンパス、進学説明会等の場で、本学責任者から直接説明をしている。

#### 1-1-② 中期的な計画への反映

本学では、令和 2（2020）年に、大学の使命・目的及び教育目的に沿って中長期計画を策定し、法人本部の承認を得ており、これに基づいて令和 3（2021）年度から、その執行

状況について年次ごとの報告と計画の修正を行い、これらを記載した「実施状況報告書」を作成している。令和 7 (2025) 年度からは、新たな中期計画を策定し、それに基づいた施策を実行している。各計画の各年次の実施状況は、運営委員会を経て各委員会で審議し、自己点検・評価委員会において検討してその年度の「実施状況報告書」をまとめ、運営委員会の議を経て学長の承認を得て法人本部に報告することとしている。これらの審議・検討にあたっては、大学の使命・目的及び教育目的に沿って年次計画の執行状況を確認し、修正案を作成するよう努めている。

#### 1-1-③ 三つのポリシーへの反映

スポーツ健康学部スポーツ健康学科の三つのポリシーは、設置申請書の作成に伴って検討されたもので、教職員によって構成されたスポーツ健康学部設置の準備会議において大学の使命・目的及び教育目的に基づいて作成され、法人本部に提出して承認を得た。上記の三つのポリシーは、新学部設置に際しての学則の変更等と一体のものとして策定された。

法学部の三つのポリシーは、スポーツ健康学部の新設に伴い 4 コース制が 3 コース制に改められたこと、従来の三つのポリシーがやや曖昧でわかりにくく、またスポーツ健康学部の三つのポリシーと文言に違いがあったことから見直しを進めた。その検討結果は、平成 29 年 2 月の定例教授会に報告され、承認を得た。法学部のディプロマ・ポリシーについては、両学部の整合性の点から見直しを行い、平成 30 (2018) 年 2 月の教授会において修正が認められた。

これらの三つのポリシーの検討に際しては、学則及び設置の趣旨にある法学部の使命・目的及び教育目的を反映させている。さらに令和 2 年には、スポーツ健康学部の完成年度にあたって両学部のカリキュラムと学則を改定したが、その際に 3 つのポリシーについても再検討を行い、現状の通りとした。なお、大学院法学研究科の三つのポリシーも、学部と同様に学則及び設置の趣旨にある使命・目的及び教育目的を反映させている。

令和 6 (2024) 年には、デジタル・トランスフォーメーションの時代に対応する人材を輩出するための新たな学部を準備する新学部設置準備室が設けられ、大学の使命・目的及び教育研究上の目的に沿って新学部の三つのポリシーについて検討が進めた。なお、新学部は情報デザイン学部として令和 7 (2025) 年 3 月に設置申請を行い、同年 8 月 27 日に設置が認可された。

#### 1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、法学部、スポーツ健康学部、法学研究科、社会・情報科学研究所及びスポーツ科学研究所等から構成されており、そのスタッフは、法学部及びスポーツ健康学部の専任教員が兼任している。また、法学部、スポーツ健康学部及び法学部を基礎として設置された法学研究科は、既に学則及び大学院学則で示した通り、本学の使命・目的及び教育目的と整合した教育組織である。また、社会・情報科学研究所は、社会科学、情報科学等の多角的視点から、社会に内包される問題を解明するとともに、その活動により本学の教育研究の活性化に資することを目的としている点で、学部教育との関連性が深い。スポーツ科学研究所は、スポーツ健康科学に関する研究を行うことを通じて、学生のスポーツ健康教育を担うとともに、スポーツ健康学部と有機的な関係が強い組織である。両研究所は、地域社会に研究成果を還元する機会も設けている。以上により、学部、研究科はもとより両研究所とも、本学の使命・目的及び教育目的と整合性が取れている。

### 1-1-⑤ 変化への対応

本学は平成 8 (1996) 年に法学部単科の大学として開学したが、国民のスポーツに対する期待や関心が高まり、日本のスポーツを取り巻く環境が大きく変化していること、世界に前例のない高齢化が進む日本では、ライフステージに応じて安全で楽しくスポーツを行うことのできる環境づくりが求められていること、子どもの体力が低い水準にとどまっていること、および運動習慣が身につけていない子どもに対する支援が課題となっていること、さらにはこれまで学校生活において大きな役割を担ってきた課外活動が、地域と連携してより発展的に改善していくためのあり方が模索されていることなどの社会の変化への対応として、平成 29 年 4 月にスポーツ健康学部スポーツ健康学科を開設した。

これに伴って法学部法学科は、それまでの法律一般コース、政治行政コース、経営法務コース、スポーツ福祉政策コースのうちスポーツ福祉政策コースを閉じて 3 コース制に改めた。さらにその後、法学部の定員を 300 名から 200 名に削減したことから、設置科目の見直しを進め、法学部の教育目的に沿って、また学生の進路志望に合うカリキュラム改変を進めた結果、平成 31 年 4 月には 3 コース制を法律コースと政経コースの 2 コース制へと改めた。

その後、令和 2(2020)年には、スポーツ健康学部が完成年度を迎えたので、法学部と合わせて、3つのポリシーに基づいて教育成果を見直すとともに、社会の変化に対応するため、全学カリキュラム検討会を設置して、3つのポリシーとカリキュラムの改定を進めた。その結果、法学部とスポーツ健康学部のカリキュラムの連動性を高めるとともに、共通科目に新たにキャリア科目群を設置するなど、カリキュラムを改定することとし、学則を改定して、令和 3(2021)年度からこれを適用することとした。これらは、3つのポリシーを具現化するとともに、より一層、学部の特徴を活かして学生の志望に沿った就職ができるようにするとともに、情報教育強化などの社会的ニーズに合わせた教育を実現するために新たな科目を設置開設したものである。

また、日本語の運用できる外国人材の需要が高いことから、令和 6 (2024) 年 4 月に、本学に日本語別科を開設し、1年間もしくは1年半、2年間の過程で日本語検定 2 級レベルの日本語能力の養成を目指すこととした。日本語別科では、日本語及び日本事情、日本文化等を教授することで、卒業後、高度な人材として母国と日本との架橋となり、国際的に活躍し得る人材を育成することを目的としている。収容定員は 1 年間コース 60 人、1 年半コース 60 人、2 年間コース 60 人であり、入学時期は 4 月と 10 月である。これら別科の卒業生からも本学各学部へ進学できるよう、留学生試験の受験に門戸が開かれている。

さらに、DXに対応できる人材育成の必要性から文部科学省が進める学部新設に応じて令和 6 (2024) 年に新学部の設置を決断し、文部科学省からの補助金を受給できることになった。本学では新学部設置準備室を設け、令和 7 (2025) 年 3 月に「情報デザイン学部」の新設を文科省に届け出て、8 月末に設置認可を受けることができた。同年には、令和 8 (2026) 年 4 月の新学部開設に向けた準備を進めるとともに、近年募集定員割れが続いていた法学部の募集定員 200 名を令和 8 (2026) 年度入学生から 100 名に削減することとした。

以上のように、社会情勢の変化に応じて、本学は、法学部単科の大学から、法学部とスポーツ健康学部の 2 学部へ、さらには情報デザイン学部を加えた 3 学部体制へと移行し、時代が必要とする人材の育成と安定した大学運営とを両立させようとしている。

### 【自己評価】

使命・目的は建学の精神に則って定められ、各学部および大学院の教育目的については学則に明確かつ具体的に定め、大学案内、履修案内及び Web サイトに明示して学内外に周知している。

中（長）期計画および三つのポリシーについては、大学の使命・目的及び教育目的に沿って審議し、検討して策定している。また、中（長）期計画の年次ごとの見直しや修正、学部の設置や各学部のカリキュラム改変の際の 3 つのポリシーの見直しは、大学の使命・目的及び教育目的を反映するよう、審議・検討を進めている。

法学部、スポーツ健康学部および法学研究科はもとより、社会・情報科学研究所とスポーツ科学研究所の組織は、学則に依拠して構成されており、本学の使命・目的及び教育目的と整合性がとれている。

平成 8（1996）年に法学部単科の大学として開学した本学は、社会変化に対応するために平成 29（2017）年にスポーツ健康学部を開設した。これに伴って法学部の定員を削減し、4 コース制を 2 コース制に改めた。また、スポーツ健康学部の完成年度には、両学部のカリキュラムを見直し、学則を改定した。さらに、令和 6 年の日本語別科の開設、令和 8 年度の情報デザイン学部の新設など、社会変化への対応を進めてきた。

中長期計画の実施状況の確認と修正については、各委員会での検討を基に自己点検・評価委員会で評価し、年次報告書にまとめているが、令和 8（2026）年度には、情報デザイン学部を新設して 3 学部体制となることから、中期計画を新たに策定し、積極的に見直しを図っている。

また、既存の 2 学部のカリキュラムについても見直しを進め、学則改訂を伴う変革を進めた。これらの見直しは、3 つのポリシーに依拠して実施したが、次年度から 3 学部体制となり、大学の構成が大きく変わることから、新設学部の内容を踏まえて、既存 2 学部の 3 つのポリシーについて改めて検討したい。

## 基準 2. 内部質保証

### 2-1 内部質保証の組織体制

#### 2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 【事実の説明】

#### 2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では大学の使命・目的及び教育目的の達成実現を図るため、内部質保証に関する全学的な方針として、大学学則第 2 条及び大学院学則第 2 条により「本学（本大学院）は、その教育水準の向上を図り、及び前条の目的を達成するため、本学における教育、研究活

動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする」と定め、内部質保証の確保のために「自己点検・評価委員会」を組織している。同委員会は「平成国際大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、同委員会が中心となって自己点検・評価に係わる実務全般を恒常的に行っている。その際、自己点検・評価委員会では日本高等教育評価機構の制定した基準に基づき、自己点検評価を行っている。

個別具体的な自己点検・評価に係わる審議については、自己点検・評価委員のほか、評価対象となる部門の責任者である各種委員会等の委員長から構成される「自己点検・評価審議会」を適宜開催し、そこで行っている。また、外部認証評価を受審する際には、学校法人の本部長も構成メンバーとなっている「自己点検・評価本部」（本部長：学長）を立ち上げ、学長の下で同本部が中心となって認証評価の受審に係わる実務を担当している。

現在、自己点検・評価の体制について、評価結果の問題点の抽出から改善策の提言までを迅速かつ包括的に対応することができるよう、各種情報を共有すべく体制を整備している。教務、学生、キャリアセンター、入試、広報等の各委員会がそれぞれ収集した教育研究活動の現況を点検するための各種情報を、日本高等教育評価機構のデータ集に準拠して一元的に集約し、総合的かつ俯瞰的に分析した上で全教職員に対し情報提供を行う目的で「研究支援・IR 室」を設置している。これにより、全学的な教育研究水準の質的向上に向け、定期的にデータを収集・分析する体制を整備している。

現在、法人が策定した 10 か年間に亘る中長期計画についての大学からの年次報告書を、自己点検・評価委員会において審議した上、学長が法人に提出する仕組みを構築している。また、令和 7 (2025) 年度からは、事務局各課において作成している年次毎の事業計画書及び各課において行われている業務報告書の策定に基づき、自己点検・評価委員会において達成状況の分析等を行うことによって、従来、大学内の各部署において行われていた自己点検の作業をより有機的かつ連動的に自己点検・評価のプロセスの中に位置づけ、自己点検・評価がより実効的に行われるよう努めている。自己点検・評価の結果は学長に報告され、運営委員会（委員長：学長）及び教授会において意見を聴取した上で、学長は改善策を講じることになっている。

また、本学では FD・SD 推進委員会の主導の下、全教員の教育力の向上を図る目的で、全教員が参加して教育内容や教育方式の改善について自己研鑽すべく、学内の教員及び外部講師による FD 研修会を定期的に年 1～2 回程度行うほか、大学運営及び学生への教育サービスのさらなる向上を目指して、全教職員を対象とした SD を年 2～4 回程度開催している。

### 【自己評価】

本学では、学長を本部長とする自己点検・評価委員会で認証評価の受審にかかわる実務を担当する等、教育の内部質保証に向けた組織体制及び責任体制を、大学全体・教育課程・学生生活・就職支援等の各方面において、重層的かつ段階的に構築している。特に内部質保証のさらなる向上・強化のために、外部の有識者をも構成メンバーとした「自己点検・評価審議会」を構成し、より公正かつ客観的な評価を行っている。

## 2-2 内部質保証のための自己点検・評価

### 2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

## 2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 【事実の説明】

#### 2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では大学の使命・目的及び教育目的を達成実現するため、教育研究活動の現況について、大学自らが自主的かつ自律的に点検及び評価を行っている。その際、自己点検・評価委員会は「平成国際大学自己点検・評価委員会規程」に基づいて、自己点検・評価基準の策定とタイムスケジュールの決定を行っている。令和 7 (2025) 年度は、日本高等教育評価機構による自己点検・評価基準項目（「基準 1」～「基準 5」）による自己点検・評価を行った。

また、自己点検・評価委員会は、「自己点検・評価審議会」及び「自己点検・評価本部」の実務に関する手続きを策定する等、自己点検評価に係わる実施計画を策定し、中長期計画についての年次報告書を基礎とした審議を通して、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

さらに、自己点検・評価の結果については、「平成国際大学自己点検・評価報告書（中間報告書）」及び「平成国際大学自己点検・評価報告書（最終報告書）」を学長に提出し、運営委員会、教授会及び理事長に報告した上で、学内の全教職員が電子データにより閲覧することができるようにするほか、本学のウェブサイトにおいて広く学外にも公開している。

#### 2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

現在、本学では「絆システム」の運用により、教務課、学生課、総務課、入試・広報課、キャリアセンター等で個別に保有されていた学生一人一人の入学から卒業までの情報を一元的に集約するとともに、集計・分析を進めている。さらに、学内外の様々な情報を収集・分析するために、「研究支援・IR 室」を設置し、絆システムの管理・運用を移管するとともに周辺システム（資料請求、高校訪問、オープンキャンパス、入試等）との連携強化を図っている。また、研究支援・IR 室が中心となり、絆システムを通じて、学生に関する各種情報や公務員模擬試験等の成績・学修結果（修得単位数、成績評価や GPA）、入学時・卒業時のアンケートや授業アンケート等の調査結果を収集・集計・分析し、教職員に提示している。研究支援・IR 室は、蓄積したデータの経年変化や相互の関連性の分析をし、学長・運営委員会に報告することを通じて、大学における戦略的意思決定の支援をすることになっている。

絆システムに蓄積した学生個人のデータに関しては「学修ポータル」を通して学生に振り返り資料としてフィードバックしている。また、アンケート等の結果についての分析結果は、個人情報の保護に留意しながら「IR データ」のウェブサイトを通して一般公開している。

#### 【自己評価】

本学では内部質保証のための自主的かつ自律的な自己点検・評価をする体制を整備し、全教職員が電子データにより閲覧できるようにしている。また、「絆システム」を通じ、自己点検・評価を実施する前提となる各種情報を、日本高等教育評価機構のデータ集に準拠

した形で、研究支援・IR 室の主導によって包括的に収集・分析する体制が構築されている。特に、内部質保証の向上・強化のために、事務局各課において行われている年次毎の事業報告書の結果分析を情報の収集・分析のプロセスにリンクさせている。

今後、教務、学生、キャリアセンター、入試、広報等の各委員会が収集した自己点検・評価を実施する前提となる各種情報について、研究支援・IR 室における情報集約の一元化を図り、収集した各種情報の分析を実効化する。特に、内部質保証をさらに向上・強化するために、アセスメントテストの結果を GPA 等の他の要素と関連付けて分析し、課題の明確化と改善に努め、また「全国学生調査」の結果から他大学との比較において本学の状況の明確化を図る。

## 2-3 内部質保証の機能性

### 2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

### 2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

### 2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 【事実の説明】

### 2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、入学時アンケート、学期中間のアンケート及び学期末アンケート、卒業時アンケートと企業向けアンケートを実施しており、これに加えてアセスメントテストを各学年において実施することで、学修の達成状況を研究支援・IR 室において確認している。各アンケートの結果及びアセスメントテストの結果は、運営委員会及び入試委員会、教務委員会、キャリアセンターにも報告され、これらの委員会等は、その分析評価を行うとともに、その評価結果に応じて改善策を検討し、大学運営に反映させている。また、学生の代表者を招き、大学全般にわたる意見・要望等を聴取するために、在学している学生を対象とした大学評価審議会を定期的に（毎年 1 回）開催し、(1) 授業・カリキュラム、(2) 学生生活全般、(3) 施設・設備、(4) 3 つのポリシーの各分野について、学生からの率直な意見・要望を汲み上げている。これらの意見についても、教授会に報告をした上で、学長、運営委員会等において改善策を検討し、実施している。

### 2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、各学部及び大学院それぞれにおいて、三つのポリシーに沿った学修成果が得られているかどうかについて、アセスメント・ポリシーを策定して、アドミッション・ポリシーについては入試委員会、カリキュラム・ポリシーについては教務委員会、ディプロマ・ポリシーについては教務委員会とキャリアセンターにおいて、その実施状況の把握に努めている。これらの三つのポリシーの実施状況については、中長期計画の実施状況についてと併せて、毎年 1 回、3 大学連携を行っている、ものづくり大学（行田市）、埼玉純真短期大学（羽生市）のほか、大学所在地の加須市及び加須市商工会の関係者や、在学生の保護者会である「平成国際大学勸学会」、卒業生による OB・OG 会である「平成国際大学校

友会」の関係者を招き、実施状況の報告・検討のために外部評価者による大学評価審議会を開催して、外部からの評価を受けている。この中で出された意見・提案等についても、教授会に報告をした上で、学長、運営委員会等において改善策が検討され、実施されている。

### 2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、自己評価委員会において、高等教育評価機構の大学機関別認証評価の評価基準に則って定期的な自己点検を実施し、「平成国際大学自己点検・評価書」を作成している。同評価書の策定において、改善・向上方策についても検討しており、これを含めて運営委員会に報告し、両学部の教授会にもその結果を報告して、全学的に共有し、ウェブサイトにおいて公表している。自己点検・評価の結果は中長期計画の策定、年次報告書の作成に活用している。自己点検・評価書の改善・向上方策については、運営委員会及び各委員会の運営にも反映するとともに、次年度予算作成の際にも活用している。

例えば、令和 6 (2024) 年度においては、野球場・サッカー場の整備、校舎裏敷地の活用のほか、スクールバスの増便、キッチンカーの設置を、令和 7 (2025) 年度においては、自転車販売会の開催や、連携している 3 大学間における単位互換制度の実施等を行った。

また、令和 8 (2026) 年度に新たに情報デザイン学部が新設されるのに合わせ、自己点検・評価の結果を踏まえた上で、既存の二学部の学部連絡会議において、カリキュラムについての改善策を検討した。その検討を踏まえて、各学部のカリキュラム検討会議において、全学的なカリキュラムの改善・見直しを行った。これにより、両学部に通の科目と、各学部の専門科目のあり方を科目分類から改め、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーに沿った学修をさらに実現できるよう、科目一覧表を改定し、学則を改正することとした。

#### 【自己評価】

学生の意見及び要望を把握するために、各種アンケートを行うほか、大学評価審議会を年 1 回開催している。また、学外関係者の意見及び要望を把握するためには、就職先アンケートを行うほか、大学評価審議会を年 1 回、別途開催している。これらによって収集された情報は各種委員会、自己点検評価委員会等において分析し、検討結果を学長及び運営委員会に報告し改善策を実現する等、その活用に努めている。

また、大学及び大学院では、三つのポリシーに沿った学修成果の達成について評価し、中長期計画に反映させるとともに、教育の改善・向上策を検討して、その実施に努めている。また、自己点検・評価委員会及び研究支援・IR 室、地域連携室の活動を通じて、自己評価・点検を定期的実施し、中長期計画に反映させるとともに、大学運営全体の改善・向上策を検討して、対応に努めている。それぞれの評価・検討の結果については運営委員会及び大学・大学院の教授会・研究科委員会において報告され、全学的に共有されている。これに基づいて、運営委員会及び各委員会等において対応が図られており、内部質保証のための学部、研究科等及び大学全体の PDCA サイクルの仕組みは有効に機能している。

内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みを充実させるために、現行の運営委員会規程、教授会規程、協議会規程を見直し、自己点検・評価の実施とそれに基づく PDCA

サイクルの機能を明記する。

### 基準 3 学生

#### 3-1 学生の受入れ

##### 3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

##### 3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

###### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 【事実の説明】

##### 3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では、従来から法学部とスポーツ健康学部についてアドミッション・ポリシーを定め、「GUIDE BOOK(大学案内)」や「学生募集要項」等の冊子及びウェブサイトで公表してきた。令和 7 年 8 月 29 日に新たに情報デザイン学部が設置認可となり、同学部のアドミッション・ポリシーを定め、公表した。これらのアドミッション・ポリシーは、後述のように、各学部の教育理念・方針に適合したものであり、かつ、本学が求める学生像を学部別に明確に示したものである。

法学部のアドミッション・ポリシーは、科学技術の発展と社会構造の変化に対応できる、知識や判断力及び総合的な視野をもち、現代社会の複雑な問題に対処できる人材を育成するという教育目的を達成するため、(a)国際社会、日本及び地域社会の発展に役立ちたいと考えている者、(b)中央省庁・地方自治体で中核となって活躍する意欲のある者、(c)警察官、消防官または自衛官等となり、国や地域の治安・安全確保に貢献したいと考えている者、(d)中学・高等学校等の教員となり、学校教育に従事したいと考えている者、(e)ビジネスの世界で活躍し、社会経済の発展に貢献したいと考えている者、(f)学業とともにスポーツでも活躍し、スポーツに関わる職業に就きたいと考えている者、(g)法律、政治・行政、経済・経営の分野の専門知識を身につけ、種々の資格を取得したいと考えている者を入学させることとしている。

スポーツ健康学部のアドミッション・ポリシーは、スポーツ及び健康に関する体系的な教育を通じて、社会のニーズに対応しうる知見と技能の修得及びその実践的な応用力の涵養を図り、スポーツの発展と人々の健康の維持・増進に寄与できる人材を養成するという教育目的を達成するため、(a)スポーツ・健康について専門的に学びたいという興味・関心を有する者、(b)高いコミュニケーション能力をもったスポーツ指導者になりたいという意志・意欲を有する者、(c)高いコミュニケーション能力をもった保健体育科教諭になりたいという意志・意欲を有する者、(d)スポーツを通じて地域社会に貢献したいという意志・意欲を有する者を入学させることとしている。

情報デザイン学部のアドミッション・ポリシーは、数理・データサイエンス・AI の知識と技能を活用し、DX を通じて社会・企業等が直面する課題を実践的に解決できる人材を育成するという教育目的を達成するため、(a)本学部で学ぶ分野に関連する教科・科目につい

て、高等学校卒業程度の学力を備える者（外国人留学生については、外国において日本の高等学校卒業相当の学力を備え、本学部での学修に必要な日本語能力を持つ者）、(b)社会が抱える諸課題に対して問題意識をもち、論理的に考え、自分の考えを表現するための基礎的な力を持つ者、(c)自身の興味・関心にしたがい、主体的に活動に取り組み、その成果について、会話や文章表現などを適切に用いて他者に伝え、理解や共感を得ようとする姿勢を有している者を入学させることとしている。

大学院法学研究科では、知識を基盤とする社会の各分野における高度な専門的知識を授け、情報化及び国際化の進展に対処し得る人材の育成を図り、もって学術文化の向上と地域社会・国際社会に貢献するという教育目的を達成するため、本学で修得した法律あるいは政治・行政分野の高度な専門知識を生かして、実社会の中核となって活躍する資質や意欲のある人を入学させることとしている。

### 3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### (ア) アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れ

本学では、上述したアドミッション・ポリシーに照らし、入学試験を実施している。同試験の種別・態様は多岐にわたるが、それらは(a)受験者の学力を重視する一般選抜、(b)学科試験では評価しがたい受験者の能力や将来性を重視する学校推薦型選抜と総合型選抜、(c)その他の特別入試（社会人入試、留学生入試と編入学試験）、(d)大学院入試（一般入試、社会人入試、留学生入試）に分けられる。

アドミッション・ポリシーが目指す人材の採用を積極的に推し進めるために、一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜の入試では、高校在学中の部活動や各種大会での実績等の「クラブ活動」、生徒会・委員会活動・出席状況等の「学校生活」、ボランティア活動等のその他の活動、英語検定・簿記検定・柔剣道の段位等の各種資格の取得に関して、調査書の得点化を導入している。

#### (a) 一般選抜

本学の目指す教育に適った学力を有するかどうかを判定して入学者を選抜するため、一般選抜を実施している。

一般選抜の問題は、本学の出題基準に照らし本学が独自に作成している。同基準では、「高等学校学習指導要領」に合致していること、基礎学力の修得度を測る問題であること、単なる暗記力ではなく考える力を測る問題を入れること、時期を異にして複数回行われる試験間で差が出ないようにすることなどを挙げている。また、筆記試験のほかに調査書を得点化し、学力試験の点数との合計点で判定を行っている。

法学部では英語（英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ、論理・表現Ⅰ※リスニングは除く）国語（現代の国語、言語文化）、地歴（歴史総合・日本史探究または歴史総合・世界史探究）のうち2科目以上を受験し、そのうちの得点の高い2科目で判定している。このことは現代社会の複雑な問題に対処するため、幅広い教科の基礎知識を修得することが望まれるとしたアドミッション・ポリシーと合致している。

スポーツ健康学部では英語（英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ、論理・表現Ⅰ※リスニングは除く）、国語（現代の国語、言語文化）、数学（数学Ⅰ・数学A（場合の数と確率・図形の性質））から2科目以上を受験し、そのうちの得点の高い2科目で判定している。こ

のことはスポーツ及び健康に関する科学的理解のための理数系科目及び英語等に積極的に取り組んでおくことが重要としたアドミッション・ポリシーと合致している。

情報デザイン学部では数学（数学Ⅰ・数学A（場合の数と確率・図形の性質）及び数学Ⅱ・数学B（数列））を必須科目とし、英語（英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ、論理・表現Ⅰ※リスニングは除く）国語（現代の国語、言語文化）、地歴（歴史総合・日本史探究または歴史総合・世界史探究）のうち1科目以上を受験し、そのうちの数学と得点の高い数学以外の1科目の2科目で判定をしている。このことは数理・データサイエンス・AIの知識と技能を活用し、DXを通じて社会・企業等が直面する課題の実践的な解決能力を修得することが望まれるとしたアドミッション・ポリシーと合致している。

#### **(b) 学校推薦型選抜と総合型選抜**

一般選抜では評価しがたい受験者の将来性や可能性、また、学習意欲の高さを評価し、アドミッション・ポリシーの趣旨に合致した入学者を選抜するため、学校推薦型選抜と総合型選抜を実施している。

学校推薦型選抜には指定校制と公募制があるが、指定校制、公募制のいずれも、高等学校より提出された調査書を得点化し面接、小論文の成績と総合して入学者を選抜している。小論文では、主として、漢字力・読解力・文章表現力の修得度を測る問題を出している。

総合型選抜は学科試験では評価することが難しい受験者の能力や将来性、文武両道や勉学に対する意欲を評価して入学者を選抜する試験であり、上述したアドミッション・ポリシーを反映させた試験としている。志願者には事前に「面接シート」の提出を求めているが、「面接シート」には志望理由や受験者のアピールポイントを詳しく記載することが求められる。提出された「面接シート」は選抜時の面接に活用される。入学者の選抜は、調査書の得点及び面接と小論文の成績を総合して行っている。小論文では、主として、漢字力・読解力・文章表現力の修得度を測る基礎的な問題を出している。また、平成31年度入試から中止となっていた系列校特別入試を、令和7年度入試では、埼玉栄高等学校・花咲徳栄高等学校の2校で、令和8年度入試では、埼玉栄高等学校・花咲徳栄高等学校・栄北高等学校・栄東高等学校の4校で実施した。

#### **(c) 社会人入試、留学生入試、編入学試験**

その他、多様な学生を受入れるため、社会人入試や留学生入試等の特別入試と編入学試験を実施している。

社会人入試では、受験者の社会人としての特性に考慮した上で、面接と小論文の結果を総合的に評価して入学者を選抜している。

留学生入試は日本学生支援機構による日本留学試験の成績と面接の結果を総合的に評価して入学者を選抜している。留学生入試には、本学に設置されている日本語別科の卒業予定者にも門戸が開かれている。

さらに、2年次あるいは3年次からの入学を志願する者を対象に編入学試験を実施している。同試験は本学が指定した短期大学や専門学校等に在籍する者を対象にした特別試験と、それ以外の者を対象にした一般試験に分かれる。

#### **(d) 大学院入試**

学内で毎年 2 回の進学説明会を実施しているほか、大宮サテライトキャンパスでも社会人向け説明会を開催している。同説明会では、担当教員が個別に対応して、入学者受入れ方針及び大学院での学修について詳細にわたる説明を行っている。

入学選抜にあたっては、全ての出願者について書面と面接によって志望動機と研究計画及び研究環境について確認するとともに、出願書類と小論文もしくは筆記試験等の総合評価で判定することとしている。

一般入試では、専門科目 2 科目の論述試験を課すが、社会人及び留学生入試では、大学院での学修に適応できる文章理解、表現能力を知るための小論文を課している。また、全ての受験者に対して十分な時間をとった面接試験を実施して、アドミッション・ポリシーに適う学生の選抜に努めている。

#### (イ) 実施とその検証

上記の入学試験を公正かつ適正に実施するため、入学試験は、学長のもとで入試委員会によって管理・運営されている。本学には入試・広報課が設けられており、入試委員会は同課とともに入試業務を実施している。

入試委員会は、入試委員長を責任者とし、募集要項や各種書式の作成、入学試験の種別、内容及び日程等の検討、入学試験の実施、入学試験の問題作成・採点、合格者の選考及び合格発表にかかる業務を実施している。

さらに、入試委員会は、各入学試験の実施にあたっては、当該試験に関わる全教職員に試験について説明し、試験の円滑な運営を図るとともに、公平性の確保と機密の保持、事故の防止に努めている。

特に、令和 7 年度入試より再開した系列校入試については、系列高等学校関係者を含め検証を行い、受験者及び入学者を増やす募集活動及び入試方法について検討している。

### 3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### (ア) 募集定員の決定方法

募集定員は、前掲の試験区分ごとに定めている。同定員は、前年度までの志願者数等を踏まえ、入試委員会が案を作成し、教授会の意見を聴いた上で、学長が決定している。

#### (イ) 学生受け入れ数の状況

学生受入れ数は年度ごとに異なるが、令和 3 年度から入学定員割れの状況が続いており、特に法学部の入学者数の減少が顕著である。

大学全体の入学者数は、令和元年度 366 名、令和 2 年度 334 名、令和 3 年度 279 名、令和 4 年度 271 名、令和 5 年度 260 名、令和 6 年度 280 名、令和 7 年度 272 名であり、そのなかで、法学部の入学者数は、令和元年度 250 名、令和 2 年度 225 名、令和 3 年度 182 名、令和 4 年度 173 名、令和 5 年度 151 名、令和 6 年度 135 名、令和 7 年度 133 名となっている。

令和 8 年度には情報デザイン学部の開設（定員 100 名）により、法学部の定員を 200 名から 100 名に変更して、3 学部での入学定員 300 名の確保を目指し 3 月末には結果的に 3 学部で 368 名の入学予定者を得た。

#### (ウ) 定員充足のための取り組み

各学部の入学定員を充足するため、特に以下の点を強化した取り組みを実施している

##### (a) 広報活動のインターネット化

近年のインターネット利用による情報収集の一般化という傾向に合わせて、本学でも広報記事の雑誌媒体への出稿を削減し、インターネット上の進学情報サイトへの掲載を増加させている。

#### (b) 高校生視点の重視

広報活動を高校生視点から行う方針を徹底し、インターネット上の進学情報サイトへの掲載情報も高校生の興味に合わせた内容を目指している。オープンキャンパスの運営、「GUIDEBOOK(大学案内)」やホームページのリニューアルについても高校生目線に合わせるよう努めている。

#### (c) 高校生との対話の重視

高校生との対話の機会は、主として本学のオープンキャンパスである。しかし、より多くの場面で対話の機会を作るため、①系列高等学校での説明会の実施、②高等学校への出前授業の実施、③高等学校文化祭への出展、④進路媒介業者主催のガイダンスへの参加、⑤地元のイベントへの参加等で高校生と対話をする機会を増やしている。

#### (d) 近隣高等学校との連携

埼玉県立大宮東高等学校とは、平成 29 年 5 月に連携協定を締結しており、新たに令和 7 年 10 月に埼玉県立伊奈学園総合高等学校と、12 月に埼玉県立鷲宮高等学校と連携協定を締結し、近隣高等学校出身生徒からの入学者を増やせるよう努めている。

### 【自己評価】

両学部とも、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し学内外に周知している。また、アドミッション・ポリシーに沿って適切に入試を行い、全日程終了後に入試委員会がデータ分析に基づく検証をすることで次年度の入試日程策定に活かしている。

令和 3 (2021) 年度以降、過去 5 か年の学生の受け入れ状況は、全体で入学定員の概ね 90%前後の水準に下回り、特に法学部では令和 5 (2023) 年度以降、75%~65%台を推移するなど、余談を許さない状況となっていた。また、在籍者数の収容定員充足率も近年は大学全体で 100%を割り込む事態となっていた。しかし、令和 8 年度入試において法学部の入学定員を削減し、情報デザイン学部を開設することで、令和 8 年 3 月時点の入学予定者は全体で 300 名を超える等、入学定員を確実に確保することに成功した。

今後も「GUIDE BOOK(大学案内)」、Web サイト、オープンキャンパス等を利用し、アドミッション・ポリシーをより広く学内外に告知する。また、地元の高校との信頼関係を深めることにより高大連携を強化し、教職員が一体となり、定員充足率を適切に維持するため積極的に活動をする。これらの施策により、入学者数のさらなる安定的確保の実現を目指し、高等教育機関としての魅力を高める等、大学のブランド価値の継続的向上に努める。

## 3-2 学修支援

### 3-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 3-2-② SA (Student Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

#### (2) 3-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

## 【事実の説明】

### 3-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援については、教員と職員で構成される教務委員会及び教職課程運営委員会において授業支援の基本方針、指導計画を策定し、履修指導や修学指導などを実施している。

また、学生に関する情報を教職員間で共有するため、イントラネットを活用した「絆システム」（学生総合情報システム）を運用している。

学生の出欠状況について 1、2 年次の「基礎演習 I・II」3・4 年次の「研究会 I・II」（ゼミナール）の指導教員は出席状況を「絆システム」に入力することが求められ、連続 3 回、又は累積 5 回欠席した学生については、指導教員が面接を行い、その結果を絆システムの「思うカルテ」に記録する。さらに、連続 4 回、又は累積 6 回欠席した学生については、保証人に連絡し、その結果を絆システムの「思うカルテ」に記録することとしており、早期に対応策を講じるよう努めている。同時に、部活動などに参加している学生については部活動などの指導者も「絆システム」を通じて欠席状況を把握することができ、情報の共有が容易になっている。

なお、教職支援センターにおいては特任教授（元中学校校長）が将来教員を目指す学生を対象に、面談・小論文指導、一般教養としての高校卒業程度の基礎的な教科学習の補講を行っている。さらに、教職教養、取得希望教員免許に対応した専門教養の教養教育も個別に実施している。

### 3-2-② SA（Student Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

SA は実施要領等に基づき、スポーツ健康学部の「スポーツ実習」を中心に活用している。SA となる学生は当該科目において評価が A 以上の者に限定し、授業の開始前に事前研修を行い SA の質を保つようにしている。SA 制度を活用することにより、より効率的で安全な授業の実施が可能となっている。

上記に加えて、2024 年度より、上級学年の学生を教務 SA として配置しており、年度初めの新生ガイダンスのサポートや履修登録期間中に履修相談員として時間割の組み方から履修登録方法まで学生の視点から丁寧に個別指導を行っている。さらに、合理的配慮対象者がオンライン（ライブ）で講義を受講する際には、オンライン接続を教務 SA に委ねることにより、当該科目担当者は対面での授業の実施に専念することができるようにしている。

全専任教員は、原則として週 2 回、オフィスアワーを設け、各自の研究室で、学生の相談に応じるとともに、学修支援に当たっている。非常勤教員は、担当授業の前後の時間やメールを利用して授業に関する質問に答えるなど学修支援を行える体制を整えている。「基礎演習 I・II」「研究会 I・II」の指導教員は、各学期の始めに成績通知書を学生に配布し、その際に必要に応じて面談を行い、当該学期及び今後履修すべき科目についての助言などを行っている。特に前学期の GPA が 1.0 未満の学生に対しては、面談を行うことを教員に義務付けている。GPA が 2 学期連続して 1.0 未満の学生に対しては、学期末に学生本人及び保証人へ成績通知書を送付するとともに保証人を交えた面談の機会（学修指導面談）を設けている。GPA が 3 学期以上連続して 1.0 未満の学生に対しては、学部長も同席した面談の機会を設けている。

上記以外にも学期中に学生が中途退学・休学を希望する場合には、当該学生を担当している指導教員が面談を実施することを原則としている。指導教員が授業などで対応できな

い場合は、教務委員が面談を実施する。いずれの場合も、必要に応じて教務課員も同席し、適宜、アドバイスを行う。以上のように指導教員が中心となり学修について支援をしている。

合理的配慮を必要としている学生に対しては、学生の要配慮状況を把握したうえで、当該学生を支援する制度が整えられており、合理的配慮を必要とする学生に対して学生の要望を聞き取り、大学が提供可能と判断した配慮を行っている。適応障害等の学生に対しては、定期試験の別室受験や授業のオンライン受講を認めるなどの配慮を行っている。

#### 【自己評価】

「絆システム」を通して学生に関する情報を教職員間で共有し、学業不振学生に対しての面談指導を重点的に行っており、学生への学修支援に関する方針・計画及び実施体制を適切に整備し運営している。また、オフィスアワー制度を全学的に実施し、教員の教育活動を支援するために SA を活用しているほか、合理的配慮を必要としている学生への配慮や、中途退学希望者、休学者及び留年者への対応策を行っている。

本学では、運動部に所属している学生も多いため、授業担当者と部活指導者との間の情報共有を「絆システム」などを利用して一層密にし、学修と課外活動との両立を支援している。また、中途退学者、休学者及び留年者の数を減少させるため、さらなる対応策を講じていく。

### 3-3 キャリア支援

#### 3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

#### 3-3-② キャリア支援体制の整備

##### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

##### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 【事実の説明】

#### 3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

法学部、スポーツ健康学部ともに、1 年生の初年次教育とホームルーム機能を備えた必修の「基礎演習Ⅰ」のクラス分けを、学生の将来の志望に沿って行っている。この授業を通して、入学時から進路意識を明確化させるよう努めるとともに、進路に適した履修を徹底できるよう指導している。志望別のクラス編成による 1 年次の「基礎演習Ⅰ」で培われたキャリアに対する意識は、同じく志望別クラス編成の 2 年次の「基礎演習Ⅱ」でさらに深められる。さらに法学部では、3 年次に、これも志望別クラス編成による「論文指導」を置いて、論理的な文章作成のためのスキルを身につけられるようにしている。

また、学生のキャリアに対する意識を早期から持たせ、確固たる職業観を涵養させるため、キャリアガイダンスを入学時オリエンテーションの中で全入学生に対して行うほか、共通科目の中に「キャリア科目群」の区分を設け、1 年次からキャリアに関する科目をカリキュラム上の正規科目として配当し、この中から 6 単位以上修得することを両学部共通の卒業要件としている。同科目群には、キャリア意識を高めるための「キャリア形成と進路」や現代社会を知るための「産業・企業分析」のほか、「就職実践演習」などを配当している。

また、法学部には、「地方公務員論」「警察・消防概論」を設置して、現職の市役所職員、警察官、消防官を講師として招いた授業を実施しており、公務員を目指す学生に現場についての知識を伝えるとともに、公務員への志望を強固にする場としている。このほか、キャリア支援のために、「特殊演習」科目を多数開設し、学生のニーズに対応している。「特殊演習（課題解決型フィールドワーク）」では、埼玉県内の企業の協力を得て経営の課題に取り組み、「企業インターンシップ」では企業へのインターンシップを事前事後指導するとともに体験させることとしている。

スポーツ健康学部では、2年次に専門科目として「スポーツ・インターンシップ実習」を設置して、大学とインターンシップ先との協議に沿う形でスポーツに関わるインターンシップを実施することとしている。

### 3-3-②キャリア支援体制の整備

本学では、カリキュラム内で学生に対するキャリア教育を実施するほか、学生の職業意識の啓発と就職に関する支援・指導を担当する機関としてキャリアセンターを設置し、組織的かつ強力な就職支援体制を整えている。運営に当たっては、キャリアセンター長の下、意思決定機関としてキャリアセンター運営委員会を設け、さらに担当職員を配置して、教職協働で様々な支援活動を行っている。キャリアセンター運営委員会では、関連情報の収集と就職指導、キャリア教育全般についての審議、改善方策の検討、企画の立案等を毎月の会議で行っているが、同委員会の委員は、担当職員とともに学生に対する個別の就職相談や指導の中核も担っている。

公務員プログラム委員会は、キャリアセンター委員会のメンバーが委員を兼ねており、各種公務員採用試験の情報収集、情報の提供や説明会の実施、学習会の開催、課外授業としての面接やグループ討論対策などの開催、あるいは短期の集中対策講座を実施している。また、学生の利用しやすい図書館内に「公務員受験支援センター」を設置して、関連情報を提供するほか、公務員採用試験を目指す学生の学習室に充てるとともに、公務員プログラム委員会の委員が定期的に待機して学生の相談に応じている他、「公務員合格 SUPPORT BOOK」を毎年発行し、学生に配布して授業で活用している。また、令和6(2024)年には行政職を歴任された特任教授が学生指導に加わり、より具体的な行政職の採用試験対策指導や、専門的な情報提供が行えるようになった。

就職・進学に関する相談・助言は、主としてキャリアセンターが対応しているが、その具体的な活動には以下のようなものがある。平成30(2018)年度から学内イントラネットでの就職登録を義務付け、これを指導カルテとして活用している。また、5月から12月まで「就職支援プログラム」を実施して、就職活動の基本的ノウハウから、作文のほか履歴書・エントリーシートの書き方等の教授、面接対策のための指導を実施している。3・4年生の就職指導に当たっては、「研究会」の指導教員とキャリアセンターが連携を密にしながら、学生が自分の能力や適性を活かした進路選択ができるよう支援している。就職活動中の学生に対する説明会として、業界セミナー（個別企業による未内定学生に対する随時の学内説明会）を実施している他、毎年一回、学内合同企業説明会を実施してきた。なお、令和3(2021)年度には、企業の採用活動の変化に対応して、就職学内合同企業説明会を4月と12月に開催した。令和2(2020)年度からは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、オンラインでの就職相談や企業説明会も開催した。

また、学生の就職活動について理解を深め支援してもらうため、保護者向けにも就職活動説明会を年に 1 回開催している。なお、令和 2 (2020) 年から 2 年間は、保護者向けの就職説明会をオンライン方式で開催することで遠隔地の保護者の参加を容易にし、令和 7 (2025) 年からは、オンラインに不慣れな保護者も多いことから対面方式に戻し、参加者から好評であった内定獲得者の講演や個別相談を充実させている。

キャリアセンターには、例年 1 か月平均 80 人ほどの学生が来室している。そのうち 8 割程度が個別相談である。キャリアセンターでは、各種関連情報、資料を用意して、学生への情報提供に努めている。また、求人情報については、学内イントラネットで検索ができるようにしている。さらに、埼玉県内のハローワークと提携して、学生の地元への就職支援を密に行える体制を構築している。授業外のインターンシップについては、毎年県内各自治体に学生を派遣している。キャリアセンターでは、宅地建物取引主任、行政書士等の資格取得を支援するために令和 3 (2021) 年度から課外講座を開設した。

このほか教員を志望する学生を支援するため、「教職支援センター」を設けて、教職課程運営委員会がこれを運営している。年間を通じて適宜に情報提供をするほか毎週定期的に教職経験の豊富な特任教授が待機して、学生の相談に応じている。また同センターにおいて、課外授業として TTC アワー (Teacher Training Course Hour) を設け、採用試験対策の指導も行っている。

以上のように、進路志望によるクラス編成を行うほか、各種キャリア関連の科目を設置して、学生のキャリア教育・支援を 1 年次から 4 年次まで継続的に実施し、学生の職業に対する意識を啓発し、キャリアに対する理解を促進し、職業選択と就職活動が行えるようにしている。キャリアセンターは学外の専門家の招聘や就職関連企業、公共の職業斡旋機関との連携も含め、学生の就職に必要な多種多様な支援を用意している。また、保護者のための説明会も実施して、学生のキャリア形成を進められる体制を構築している。

#### 【自己評価】

キャリアガイダンスを入学時オリエンテーションの中で全入学生に対して行うほか、カリキュラム上の正規科目として「キャリア科目群」の区分を設けるなど、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導体制は、1 年次から 4 年次までを通して十分に整備されている。また、就職・進学に対する相談・助言の体制は、キャリアセンターをはじめ教職協働を通じて行うよう整えられ、適切に運営されている。

法学部の授業、あるいは授業外でのインターンシップ参加学生の数が多いとはいえないため、ガイダンスを通じて呼びかけを強化するとともに、キャリアセンターを通してインターンシップへの参加を求めている。また、就職への意識を高めるルートとしても、学生の関心の高い各種の資格取得講座を順次開設して、就職先の幅を広げるとともに、両学部の特性を生かした公務員や一般企業への就職準備の支援を充実させる。

### 3-4 学生サービス

#### 3-4-① 学生生活の安定のための支援

##### (1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

##### (2) 3-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

## 【事実の説明】

### 3-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (ア) 学生サービス及び厚生補導の組織

学生サービス、厚生補導のための学内の組織としては、学生委員会、学生課、強化指定運動部委員会、運動部支援センター、国際交流委員会、学生相談室、外部相談窓口、医務室がある。これらの各学内組織は、以下のように、相互に連携して学生サービスと厚生補導の任務にあっている。

学生委員会は、定期的開催されており、①学生の課外活動に関する事項、②学生の福利・厚生に関する事項、③学生の補導に関する事項、④学生の賞罰に関する事項、⑤学生相談に関する事項、⑥学内外における生活安全に関する事項などを検討している。具体的には、学期始めのオリエンテーション、大学祭、課外活動運営、学生相談等について、きめの細かい学生サービスと厚生補導の向上に努めている。

学生課は、平日は午前9時から午後6時30分まで、土曜日は午前9時から午後1時まで、窓口で学生に対応しており、①学生の身上及び生活相談等、厚生補導に関すること、②社会人及び帰国子女学生の生活相談に関すること、③学生の福利厚生及び厚生施設の管理運営に関すること、④特待生及び奨学生に関すること、⑤学生の宿舎の斡旋に関すること、⑥学生団体及び学生の課外活動に関すること、⑦課外活動施設の利用及び管理運営に関すること、⑧学生の保健衛生及び健康管理に関すること、⑨学生課に係わる証明書の発行に関すること、⑩学生の賞罰に関すること、⑪国際交流に関すること、⑫留学生に関することを担っている。

強化指定運動部委員会は、①強化指定運動部の指定及び取消しに関する事項、②平成国際大学運動部支援センターに関する事項、③強化指定運動部の施設に関する事項などを担っている。

運動部支援センターは、強化指定運動部委員会の実働組織として、①募集活動の調整と情報の共有、②運動部所属学生への支援・相談、③運動部の管理運営に関する支援、④運動施設の使用に関する調整、⑤その他運動部の支援に関することなどを担っている。

国際交流委員会は、定期的開催されており、①学生の海外留学、海外研修に関すること、②海外からの学生、研究者等の受け入れに関することなどを担っている。留学生に対しては、学修上、生活上の問題解決や相談に応じている。

#### (イ) 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等

##### (a) 健康相談

医務室は、看護師が常駐し、学生の健康面を援助するために、健康診断、健康指導、応急処置を行っている。

学生の健康管理については、4月のガイダンス期間中に、学校保健安全法に基づく定期健康診断を実施し、健康管理に努めるほか、インフルエンザを始めとする感染症への対応を学生ハンドブック、学生イントラネットなどで周知し、インフルエンザの予防接種については、医療機関により学内にて集団接種を実施している。

健康相談は、学生が相談しやすいように看護師が平日は午前9時から午後5時まで、隔週土曜日は午前9時から正午まで対応している。相談内容で多いのは、医療機関・診療科の選定、治療中の疾患、検査、食生活に関するものである。また、軽度の怪我に対しては

応急措置を行った上で、医師の診断を必要とする者には医療機関への搬送や受診の手配を迅速に行っている。

また、大学祭等の行事においては、大学祭実行委員会等へ、食品管理指導や検便の実施等による衛生管理及び指導を行っている。

#### (b) 心的支援

学業や課外活動、対人関係、身体、将来などに関わることやトラブルなどに悩む学生のために、学生相談室を設置し、相談に応じている。学生相談室は、公認心理師及び臨床心理士の資格を有する専任カウンセラー1名、兼任カウンセラー2名の3名体制で運営しており、それぞれ週3日（専任カウンセラー8時間/週、兼任カウンセラー90分/週）開室し、学生相談を実施している。また、学生の心的支援をより適切に行うため、本館1階に医務室、学生相談室、心の休憩室（学生休憩室のこと。カウンセラー、看護師管理の下、学生が、静かに昼食を食べたい時、少しの間居場所が欲しい時、落ち着いて勉強や読書がしたい時などに利用できる部屋で、本学では「心の休憩室」と呼んでいる）を含む学生相談エリアを設けている。

学生相談の申し込みは、メール、予約票の提出、直通電話、直接訪問、オンライン上での面談実施などいずれの方法でも可能になっており、相談者のプライバシーにも充分配慮している。現在、学生相談室を訪れる学生は1日数人で、1人あたりの相談時間は1時間程度である。令和5（2023）年度に学生相談室を利用した学生は、オンライン、電話対応を含めて延べ225人であった。令和6（2024）年度は169人、令和7（2025）年度は118人であった。さらに、心の問題を抱えている学生の早期発見・早期治療のために健康診断時の問診票により心配される学生には連絡を入れ、問題のある学生にはカウンセラーが面接指導を行っている。

#### (c) 生活相談

生活相談に関しては、学生課窓口において、平日は午前9時から午後6時30分まで、土曜日は午前9時から午後1時まで対応している。相談内容は、学生間のトラブル、アパート隣人とのトラブル、アルバイト先でのトラブル、架空請求、交通事故など、学内外で発生する問題であり、内容は多岐にわたっている。事件性のある事案については、地元警察署に相談している。また、事案によっては学生課職員が学外へ赴き、対処している。

学生の悩みや生活相談は、専任教員が設けるオフィスアワーでも受け付けている。この他、Webサイトから申し込みができる外部相談窓口を令和6年度より設け、心的及び生活相談をWeb申し込みに関り24時間、年中無休で受け付けている。

#### (d) 学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービス

課外活動支援については、強化指定運動部の活動に対し、学生課職員や部長・監督・コーチをはじめ、基礎演習やゼミ指導担当教員のきめ細かなサポートを行っている。また、全学における学生サービスについては、学生の食の充実や通学の利便性重視、健全な心と体の維持ができる環境を作っている。

①強化指定運動部の活動助成については、学生の心と体の健康管理をはじめ、単位取得の管理、寮や住居の斡旋、遠征や選手登録の費用助成などを行っている。

②食の充実について、学生食堂において定番メニューに加え、メルシーメニューや日にち限定メニューを提供するなどメニューの充実と多岐にわたる食事を提供している。

③通学の利便性について、大学と最寄り駅までのスクールバスを用意しており、始発の7時40分から最終20時40分までの間、28往復分のダイヤを4台の大型バスで運行している。

④健康な心と体の維持については、健全な心は健全な体に宿る、とされていることから、屋外施設のアクティブスペースや屋内施設のウエイトトレーニングセンターを設置し、友人と友好を深めなら汗を流すことができるようにしている。

(ウ) 奨学金など学生に対する経済的な支援

学生に対する経済的な支援としては、学内外の奨学金、アルバイト先の紹介等様々な選択肢を用意し、予め学生へ周知徹底しており適切に支援を行っている。また、学業成績優秀者には年度ごとに表彰を行い、賞状及び奨励金の授与を実施している。

(a) 学外の奨学金等

学外の奨学金等としては、日本学生支援機構奨学金、信販会社による学費サポートプランがある。そのほか、日本政策金融公庫の教育一般貸付（国の教育ローン）、地方公共団体や民間の奨学事業団体など各種の融資・奨学金制度等を紹介している。

①日本学生支援機構奨学金（修学支援制度）

日本学生支援機構奨学金については、例年4月のガイダンス時に説明をし、Campus NetというWebサイトなども利用しながら全体への周知、説明し、募集している。採用に関しては申請者の学業成績などを勘案し、学生委員会に諮り日本学生支援機構に推薦し採用が決定される。

②信販会社によるサポートプラン

株式会社オリエントコーポレーションと提携し「学費サポートプラン」を導入している。このサポートプランは、低金利で、インターネット申込による24時間対応や最短で1日審査等の利便性がある。

(b) 学内の奨学金

学内の奨学金としては、特待生制度がある。特待生制度は、建学の精神、教育指針に共鳴し、人物及び学業又はスポーツ、もしくは文化活動において優秀と認められる学生に入学時より学費の一部を免除し、その活動を援助する制度である（特待生規程第2条）。また、佐藤栄学園内進学においては、スカラシップ認定特待生制度を設け、前述同様の援助を行う。継続については、毎年度始めに特待生審議会が行われ、基準を満たさない特待生は資格を失うことがある。

(c) アルバイト先の紹介

アルバイト支援（紹介）としては、Webサイト上に提示し学生が自由に閲覧できるようにしている。アルバイト紹介の求人情報件数は、例年約30件程度である（スマートフォンなどの普及により、以前と比べ大幅に減少している）。企業からの求人の受付に関しては、仕事の内容、勤務時間、仕事の危険度、労災に加入しているかどうか、健康上の問題はないか、学業に支障はないか等を学生課で確認した上で紹介している。

### 【自己評価】

学生サービス及び厚生補導の組織として、学生委員会等を設置しており、奨学金等学生に対する経済支援として、日本学生支援機構奨学金ほかを周知・紹介し、適切に対応している。また、学生の課外活動支援として、学友会活動や学生団体への支援として助

成金の支給を行っている。学生に対する健康相談、心的支援、生活相談は、学生課の看護師及びカウンセラーが中心となって運営しており、学生課職員の補助を得て、適切に行っている。

障害者差別解消法の改正に伴い、「合理的配慮」が法的に義務化されたため、必要な体制作りを行った。SD 研修を通じて障がいのある学生への対処について共通理解を図り、必要な改善策を施すと共に個々に応じた学生指導を行っている。

### 3-5 学修環境の整備

#### 3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

#### 3-5-② 図書館の有効活用

#### 3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

##### (1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

##### (2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 【事実の説明】

#### 3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学は、東京都心から 50km 圏にある埼玉県東北部に位置する加須市水深に設置されており、JR 宇都宮線・東武伊勢崎線久喜駅よりスクールバス利用約 15 分、東武伊勢崎線花崎駅より徒歩約 20 分で、周辺を田園に囲まれた教育環境にある。なお、大学院学生に対する授業は本学キャンパスのほか、大学院サテライトキャンパス（さいたま市大宮区）でも実施している。

本学の校地面積は、155,036 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準（第 37 条）の約 10 倍以上である。校地には本館棟、研究棟（1）・（2）・（3）、講義棟、図書館、学生ホール及び体育施設が中央広場を囲む形で機能的に配置されている。また、本学正門の向かい側にあったサトエ記念 21 世紀美術館の閉館に伴い、（公財）サトエ記念美術博物館から移管され、令和 5（2023）年 4 月に本学の附属美術館として「平成国際大学附属サトエ美術館」が開館した。

本学は自動車、バイク及び自転車での通学を認めており、駐車・駐輪スペースも十分に確保されている。学生用駐車場は 229 台の駐車が可能である。駐輪場は 400 台の駐輪が可能であり、照明を付け、夜間の利用にも対応している。

校舎面積は 28,046 m<sup>2</sup>（借用 71.34 m<sup>2</sup>含む）であり、大学設置基準（第 37 条の 2）上必要な校舎面積の約 4 倍である。

校舎等は、本館棟（学長室、会議室、事務室など）、研究棟（1）・（2）・（3）、講義棟、図書館、学生ホール（食堂、売店等）があり、本館棟、研究棟、講義棟、図書館、学生ホールは教職員及び学生の動線を配慮し、それぞれの 2 階部分が渡り廊下でつながっている。

教員研究室は、1 室あたりの面積 29.7 m<sup>2</sup> 5 室、32.1 m<sup>2</sup> 36 室、42.9 m<sup>2</sup> 1 室の合計 42 室を有し、全教員について確保している。

体育施設としては、体育館棟、陸上競技場、サッカー場、テニスコート、野球場、野球室内練習場、クロスカントリーコースがある。体育館棟は、アリーナ、トレーニング室、ウエイトリフティングルーム、柔道場、剣道場、測定室、多目的ホール、シャワールームなどを備えている。

情報ネットワーク・IT 環境は、教員の各研究室、情報処理学習室、主な講義室、学術情報センター（図書館）、事務室はイントラネットで接続されており、情報の共有化を図っている。また、情報処理学習室は、授業使用时以外の時間をレポート作成などのため学生に開放している。

講義棟に無線 LAN を設置し、全教室でインターネット、イントラネットを利用した授業が可能となっている。

また、令和 8 年 4 月の情報デザイン学部開設に伴い、令和 7 年 1 1 月から講義棟と図書館の間の空地に新学部棟（仮称）の建設が始まり、令和 9 年 1 月末の完成を予定している。

### 3-5-② 図書館の有効活用

学術情報センターとしての機能を持つ図書館は、講義棟と研究棟（3）の中間にあり、学生にとって利用しやすい環境にある。面積は 1,626 m<sup>2</sup>であり、閲覧室は 234 席を有する。蔵書は令和 8（2026）年 3 月 18 日現在で 110,235 冊、受入れ雑誌類は 230 タイトル、所蔵視聴覚資料は 547 点である。基本的に開架システムを採用しており、教員・学生の研究に資するため、学術情報の IT 化に対応すべく、インターネットでの情報検索のほか、各種データベースへの学内端末からのアクセス、図書館ウェブサイト経由でのオンラインジャーナル利用などを提供している。また、ライブラリー・ネットワークはインターネットに接続されており、国内外の主要機関とリアルタイムで接続可能な環境が整備されている。館内全域を網羅するよう Wi-Fi 機器が設置されており、学生は各自のノートパソコンを持ち込み、任意の座席において利用することが可能である。

蔵書検索については、スマートフォンから Web OPAC（蔵書検索システム）を利用できるため、自宅および大学構内のいずれにおいても、必要な図書の所蔵状況を確認することができる。

なお、図書館備え付けの学生用パソコンとして、オンライン利用可能な端末を 3 台設置している。

学生の勉学に資するために、図書や雑誌のほか、CD、DVD の視聴ニーズにも十分対応できるようにしているほか、教員指定図書コーナーを設けて、各教員の専門分野に関わる必読文献を配架し、学生の自習に役立つよう配慮している。初代学長である中村勝範名誉学長の関連文献を集めた「中村勝範名誉学長コレクション」、大活字本・LLブックなどを配架した「バリアフリー図書」のコーナー、留学生の学びに役立つ「留学生図書」のコーナーを設け、学生に自習の場を提供している。学外機関との連携による相互貸借や文献複写なども行っている。

令和 7（2025）年度の図書館利用状況は、入館者数 12,016 人、貸出人数 321 人、貸出冊数 495 冊である。授業時間は平日午前 9 時 10 分から午後 6 時 10 分までであるが、図書館の開館時間は平日午前 9 時から午後 8 時まで、土曜日は午前 9 時から午後 2 時 30 分までとなっており、学生の利便性に十分配慮している。

### 3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性を図るため、各校舎の出入り口にはスロープを設けている。また、構内の要所には手摺、誘導用ブロック、多目的トイレ、イス式昇降機を設置している。

学生ホールには、キャンパス生活の利便性を図るため、1階にコンビニエンスストアを設置、2階に女子学生専用の「女子学生スペース」を設置しているが、令和7（2025）年11月に学生ホール2階の一部を改修し、学生団体の活動の利便性を図る目的で、学友会、大学祭実行委員会、学生広報スタッフ、女子硬式野球部の活動スペースを設置した。また、本館棟北・南ラウンジを学生の憩いの場として提供している。

施設設備の安全性については、全ての校舎等が昭和56（1981）年6月改正の建築基準法施行令による耐震基準に適合しており、耐震性は確保されている。

施設設備の日常管理に関しては、総務課が各施設の担当課と連携して、毎月、自主点検を行っている。また、電気設備、消防用設備、昇降設備、給排水設備などについては、法令に基づく点検・検査を行っており、学生や教職員、来訪者の施設使用に関する安全性を確保している。

警備体制については、正門前横の守衛室に警備員が平日は午前8時30分から午後10時まで常駐し、夜間（午後10時から翌朝8時30分）は警備会社の機械警備システムを利用し、管理している。校舎などの巡回施錠は、午後8時に担当職員が行っている。

また、本学の構内における事件、事故を未然に防止することなど、本学の施設設備を保全することを目的として、防犯カメラを設置している。

心肺停止状態に陥った者がAED（自動体外式除細動器）により救命されるという事例が数多くあることから、AEDを導入し、本館棟（事務室内）、講義棟、体育館、武道館、野球場、陸上競技場、学生ホールの7ヶ所に設置している。

#### 【自己評価】

校地、運動場、校舎、体育施設等の学修環境を整備し、活用している。また、実験実習施設は、スポーツ医学演習室、スポーツ科学共同研究室を整備し、測定機器を設置している。図書館も整備し、有効に活用している。

各校舎の出入り口にはスロープを設けている。また、構内の要所には手摺、誘導用ブロック、多目的トイレを設置しているなどバリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性については、配慮をしている。

講義棟設備及び他の建物については、インターネット等を利用できるよう無線LANを設置している。その利用環境をより改善するために、逐次無線環境を整えている。講義棟の教室に設置済みのAV機器については、その更新及び利用可能な教室を継続的に増やしている。

### 基準5. 教員・職員

#### 5-1 教育研究活動のための管理運営の機能性

##### 5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

##### 5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

##### 5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

###### (1) 5-1の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

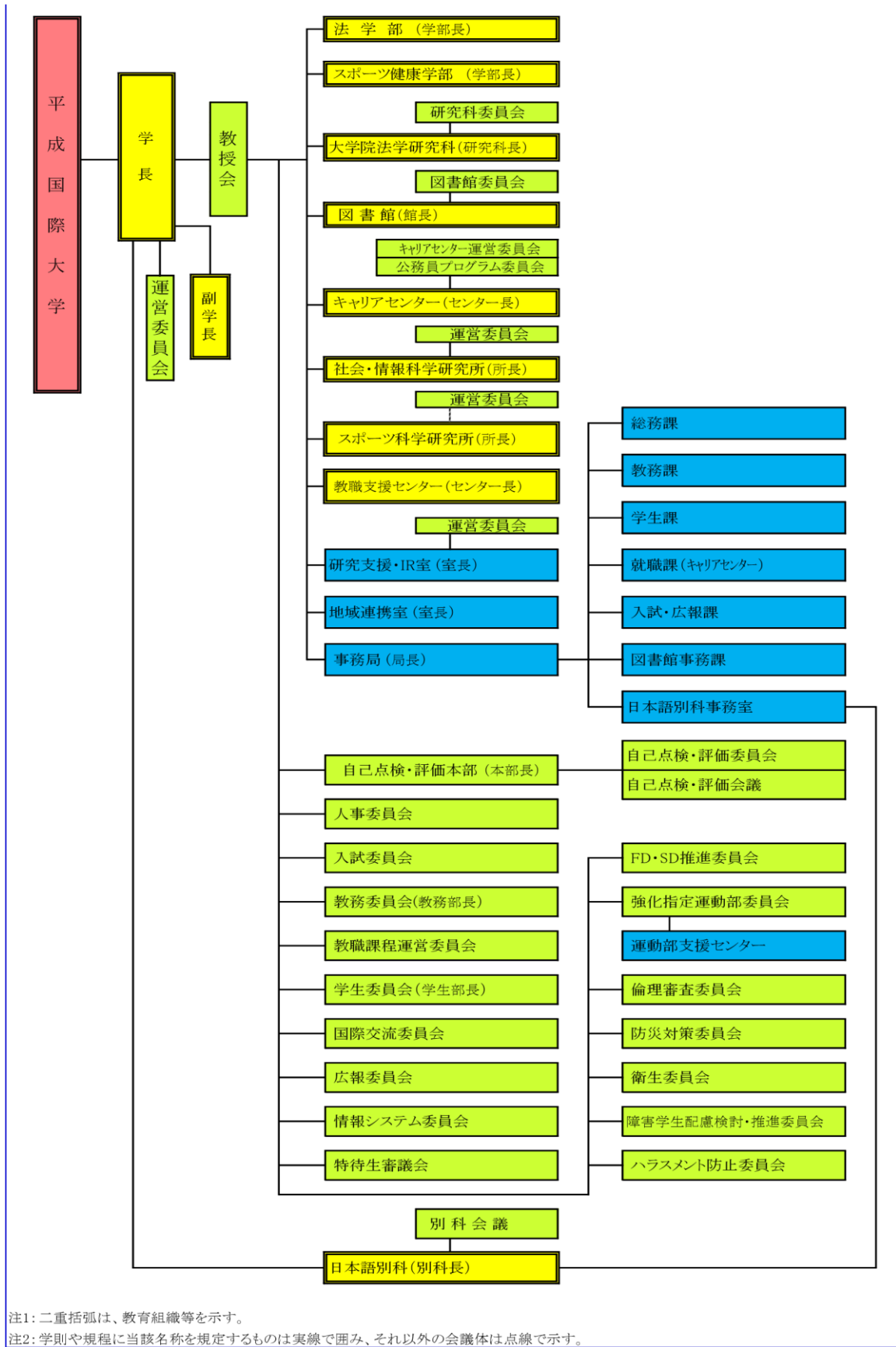
###### (2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 【事実の説明】

### 5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学の教育研究組織及び運営機構は、図 5-1-1 に示す通りである。学長は、「校務をつかさどり、所属職員を統督」（学則第 8 条）する本学の最高意思決定者である。例えば、大学の運営に関する事項を審議する運営委員会は学長を中心に組織され、中長期計画、予算案等の他、委員会及び個人の提案を受け、活発な議論に基づいて学長が決定している。なお、学長、副学長、各学部長、事務局長は、毎月 2 回程度幹部会を開き緊密な意見交換を行っており、大学運営全般に関する学長のリーダーシップを支える連携体制を整えている。

学部については、各学部長が「学長の命を受けて、学部の校務をつかさどり、所属の教職員を指揮監督して教育及び研究の責に任ずる」（学則第 10 条）ものとされ、大学院については、研究科長が「学長の命を受けて、研究科の校務をつかさどり、教育及び研究の責」（大学院学則第 4 条の 2）に任じており、各々課せられた教育研究面での任務の遂行を通じて学長を支えている。



注1: 二重括弧は、教育組織等を示す。

注2: 学則や規程に当該名称を規定するものは実線で囲み、それ以外の会議体は点線で示す。

図 5-1-1 教育研究組織・運営機構・会議体

※日本語別科及び別科会議は本学設置の附属施設として、組織図に含めている。

### 5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

教学マネジメントに関し、学長は学則第 9 条に基づき副学長を任命し、副学長は学長を補佐して校務の処理にあたっている。副学長の選任手続については選任規程に基づき公正に行われている。また、学長のリーダーシップを組織的に支えているのが運営委員会、教授会、各種委員会等の会議体である。運営委員会は、学長、副学長、学部長、研究科長のほか、本学の運営上重要な職務を分掌する図書館長、教務部長、学生部長、キャリアセンター長、入試委員長、広報委員長、IR 室長などから構成され、毎月定例で開催し、大学の重要事項（教授会に提出する議案、教授会を開催できない場合の緊急案件、学則及び諸規程の制定・改廃に関する事項、募集・広報に関する事項、事務局各課・各委員会間の調整に関する事項、その他本学運営に関する事項）を審議して、学長の意思決定を補佐している。

大学全体の教育研究に係る重要事項（学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、学生の履修、試験、単位認定等に関する事項、学生の賞罰等に関する事項、学則及び諸規程の制定、改廃に関する事項、教員人事に関する事項）を学長が決定するに際して、学長に意見を述べる機関として学則第 13 条に基づき教授会が置かれている。教授会の構成員は本学の専任教授全員であり、議長は学長が務める。

大学院法学研究科には大学院学則第 5 条に基づき、研究科委員会が置かれている。また、教授会は、学長が定めた事項により、教育課程の編成に関する事項、学生の退学、休学、復学、転学、留学、除籍などに関する事項、学生の厚生補導等に関する事項、教員の研究に関する事項、教育研究に係る学内諸規程の制定、改廃に関する事項、その他教育研究に必要な事項についても、学長に対して意見を述べている。教授会は専任教員全員、研究科委員会は本学の専任教員の中から選任された大学院担当の委員によって構成され、各学部長、研究科長が議長を務める。なお、本学は学長のリーダーシップの下で大学としての一体性に留意して運営することを重視しているため、教授会は 2 学部合同で開催するのを基本としている。

教育研究に係る個別の分野については、「教育、研究、校務等の円滑な運営を図るため、学長に意見を述べ、及び諮問に応じて審議する」（学則第 14 条）ための会議体として各種委員会等が置かれている。各種委員会等は、関係規程に則り運営され、それぞれの所管について本学の教育目的の達成や学生の求めに対応できるよう機能を果たしている。

なお、各種委員会等のうち、運営委員会、人事委員会、FD・SD 推進委員会、防災対策委員会、衛生委員会等は学長が委員長となって主宰する機関であり、また、その他の各種委員会等の委員長は、学長が指名するとされており、学長のリーダーシップが担保されている。

本学では、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築するべく、大学の運営において「グループ制」を採っている。グループ制とは、大学の主要業務を、①学生の履修・単位認定、教育課程の編成などに係る業務（教務グループ）②学生サービス・学生の補導に係る業務（学生グループ）、③学生の就職指導に係る業務（キャリアグループ）、④アドミッション、広報に係る業務（入試・広報グループ）、⑤教員・学生の研究

環境に係る業務（研究グループ）の5つに分け、それぞれにグループ長を置いて、一定の権限と責任のもとで、適切なマネジメントが図られるよう努めている。各グループに所属する学内組織は次の通り（括弧内はグループ長）。

・教務グループ（教務部長）：

教務委員会、教職課程運営委員会、情報システム委員会、教務課

・学生グループ（学生部長）：

学生委員会、国際交流委員会等、学生課

・キャリアグループ（キャリアセンター長）：

キャリアセンター運営委員会、公務員プログラム委員会、キャリアセンター

・入試・広報グループ（入試委員長又は広報委員長）：入試委員会、広報委員会、入試・広報課

・研究グループ（図書館長）：図書館委員会、社会・情報科学研究所運営委員会、スポーツ科学研究所運営委員会、図書館事務課

### 5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

事務職員は、学長及び事務局長の管理のもと、総務課、教務課、学生課、就職課、入試・広報課、図書館事務課に配置されている。大学全体の後方支援機能を担う総務課を除くと、事務局は、上記の委員会組織（グループ組織）に対応するかたちで編制されており、教員、職員ともに、自らに課せられた教学マネジメント上の役割が何であるかが明確になるように留意されている。また、各種委員会等には各課の課長クラスをはじめ、事務職員が正規の構成員として配置されており、組織面での教職協働を徹底させている。

なお、職員の採用については佐藤栄学園の就業規則第 10 条から第 15 条に規定されている。昇任については、理事長が毎年 9 月 1 日に「人事異動の上申について」の依頼文書を事務局長あてに通知し、事務局長は上申する理由を記載の上、上申する者の勤務歴、職務内容、勤務態度、能力の高さ、所属部門での貢献度を付して上申することとなっている。

#### 【自己評価】

大学の意思決定と教学マネジメントについては、学長のリーダーシップを副学長、各学部長が補佐するとともに、会議体として運営委員会、教授会、大学協議会等において、教育研究に係る重要事項について意思統一を図りつつ学長を補佐する体制が整っている。権限の適切な分散と責任の明確化のため、大学運営においては「グループ制」をとっており、5 つのグループを置いている。事務職員も各種委員会の構成員となり、組織面で教職協働を実現している。

教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップを確立・発揮すべく、学長による意思決定の補佐体制をさらに強化するため、研究支援・IR 室の改組を含め、調査・企画部門を拡充する。

## 5-2 教員の配置

### 5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

### (1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 【事実の説明】

#### 5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

教員の採用は、「学校法人佐藤栄学園の建学の精神を体し、人格、経歴、教育及び研究業績などにおいて優れ、本学教員たるに適する者であること」（平成国際大学教員の採用及び昇任規程第 2 条）という方針に基づき行っている。本学の教育目的及び教育課程に即した教員の質と数を確保するため、必修科目などの主要科目には専任教員を充てることとし、大学設置基準に準拠し本学が定めた要件を満たす者を採用することとしている。不足するポストは本学の要件を満たす兼任教員で補っている。

教員の採用は、学科の改組、教育課程の変更、辞職・定年退職等により必要が生じた際に、適宜行っている。採用は、「平成国際大学教員の採用及び昇任規程」に従い、学長が委員長を務める人事委員会の選考に基づき実施している。専任教員の採用方法は、原則として公募としている。人事委員会は選考委員会を設け、応募者（候補者）の研究業績、担当予定科目に関する教育業績、経歴等を同規程の基準に照らし審査して、本学の教授、准教授、講師、助教または助手の資格に該当するかを判定している。また、兼任教員については、原則として専任教員に準じた基準で選考している。人事委員会で選考された採用候補者は、学長が教授会に報告し、その意見を聴いた上で、理事長に上申し、採用が決定される。

専任教員の昇任については、「平成国際大学教員の昇任に関する人事委員会申合せ」が定める昇任資格基準を学内に明示した上で、本人からの申請に基づき、人事委員会において昇任審査の対象であると判断された場合は、選考委員会を設けることとしている。また、昇任を申請する教員については、人事委員会及び選考委員会は、審査時において、研究業績、本学における教育活動に加え、学生指導、学内運営及び社会的活動等も加味した評価を実施している。人事委員会において審査を行い、適格と判定された者について学長が教授会に報告し、その意見を聴いた上で、理事長に上申し、決定している。

法学研究科担当教員は、研究科の教育目的の実現に必要な教員の質と数を確保するため、主要科目には専任教員を充て、大学院設置基準と研究科委員会が定めた審査内規に従い、学部専任教員の中から資格審査を実施した上、研究指導教員（研究指導及び授業担当適格者）または研究指導補助教員（研究指導の補助及び授業担当適格者）として決定している。

#### 【自己評価】

教員の採用・昇任については、教員の採用及び昇任規程を定め、内規として教員の採用及び昇任の手続きに関する人事委員会申し合わせと大学院資格審査基準申し合わせを設けて、本学の教育及び教育課程に即して各学部及び法学研究科ともに適切に配置している。教員の適正な配置については、現在、設置基準を満たすべく専任教員を確保している。今後、設置基準に対して余裕のある教員数を維持していく。

### 5-3 教員・職員の研修・職能開発

#### 5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

#### 5-3-② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### (1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

##### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 【事実の説明】

#### 5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施については、ファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメント推進委員会 (FD・SD 推進委員会) が担当している。同委員会は、学長を委員長とし、副学長、学部長、研究科長、教務部長、学生部長、図書館長、広報委員長、入試委員長、キャリアセンター長、IR 室長、学長が指名する委員 (若干名) で構成され、FD・SD 活動の企画・実施計画の立案、FD・SD 活動の評価及び FD・SD 活動に関する情報の収集と提供などについて審議するとともに、関係組織との連絡調整を行い、FD・SD 活動が継続的に推進されるよう努めている。また、本学教員は研究助成費を活用し、教育活動に資する高い教育効果を有する研究を実施することができるよう、同委員会は、その成果を表 5-3-1 の示す通り、FD 研修会において報告させ、教育内容・方法等の改善が図られるよう努めている。

表 5-3-1 FD に関する研修会実施状況

日付	テーマ	講師
令和 4 年 7 月 13 日	研究倫理教育研修	渡辺拓治 総務課員
令和 5 年 2 月 6 日	教学マネジメントの観点からの 2022 年度 GPS-Academic の結果報告	ベネッセ i-キャリア 岡安智美氏
令和 5 年 11 月 15 日	A I 活用研修	(株)フォーブレーション 藤原敬行氏
令和 6 年 3 月 6 日	「教育改革に関する研究」に係る研究成果報告会 (研究助成費) ①法学部における民法のカリキュラムについて ②初年次教育における基礎演習「H I U スタンダード」テキストの作成	①小西飛鳥 教授 ②加藤雄一郎 教授
令和 7 年 6 月 11 日	科研費申請のポイント解説	久保田耕平 教授

※役職等は研修会開催時点

### 5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学全入時代の到来、社会情勢の変容など、私学を取り巻く環境が一層厳しくなる中、時代のニーズに対応して大学運営を行う上で高度な知識と対応力を持った人材育成は不可欠である。SD（Staff Development）をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上については、前出のFD・SD推進委員会の活動を中心に、FDへの取組みと一体的に実施している。他方で、法人本部において、本学を含む、学園全体の事務職員に向けた資質・能力向上への取組みを実施しているところである。職員研修の計画及び実施については、採用時に法人幹部が講師となって、建学の精神・教育理念の講話をはじめ、学園の現状と課題、コンプライアンス、職員としての心構えや就業規則上の義務等を内容とする新任職員研修を実施している。なお、業務の複雑化、多様化に対応するため、法人職員に対して毎年定期的に、表5-3-2の通り、意識改革や資質・能力向上に資するSD研修等を実施している。さらに、本学においても表5-3-3の通り、独自にSD研修を適宜実施し、全職員が研修に出席できる機会を与えるため同内容の研修を2回実施したり、研修内容を録画したものをDVDで保存し貸出可能としたりほか、学内イントラネットにアップして欠席職員の都合に応じて適宜受講できるようにしている。これらに加えて、表5-3-4で示すように、文部科学省、日本高等教育評価機構や日本私立大学協会及び日本学生支援機構等が主催する外部の研修会等に、事務職員を積極的に参加させている。

表 5-3-2 法人本部で開催している SD 研修会一覧

日付	名称	テーマ	講師
令和4年7月8日	コンプライアンス研修会	18歳成人を巡る諸問題	弁護士 内野令四郎
令和4年11月12日～12月18日	安全運転講習	eラーニングシステムを活用した自動車事故防止教育	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 MS&AD インターリスク総研株式会社
令和5年3月28日	新任研修	教育諸法令	花咲徳栄高等学校校長 田中一夫
令和5年3月28日	新任研修	生徒指導の基本的留意事項（職場の危機対応）	総務部長 福島克夫
令和5年3月28日	新任研修	私立学校の仕組み	監事 飯塚美知男
令和5年3月28日	新任研修	就業規則・福利厚生について	人事部長 森田敏晴
令和5年7月6日	コンプライアンス研修会	学校における「合理的配慮」の限界と「多様性」の受容について	弁護士 内野令四郎
令和5年9月16日～11月15日	安全運転講習	eラーニングで行う交通事故防止教育『e-miniテスト』	損害保険ジャパン株式会社

			SOMPO リスクマネジメント株式会社
令和6年3月27日	新任研修	教育諸法令	花咲徳栄高等学校副校長 田中一夫
令和6年3月27日	新任研修	生徒指導の基本的留意事項 (職場の危機対応)	総務部長 福島克夫
令和6年3月27日	新任研修	ハラスメント防止について育児休業について	社会保険労務士法人 CS -One 代表社会保険労務士 栗原いずみ
令和6年3月27日	新任研修	私立学校の仕組み	監事 福島直
令和6年3月27日	新任研修	就業規則・福利厚生について	人事部長 森田敏晴
令和6年7月11日	コンプライアンス研修会	学校トラブルにおける責任のあり方	弁護士 内野令四郎
令和6年7月12日	初任者研修	1 学期を振り返って	教学本部長 高田直芳
令和6年7月12日	初任者研修	一人一台端末を活用した授業づくり	教学推進課長 山中昭岳
令和6年11月23日～12月22日	安全運転講習	e ラーニングシステムを活用した自動車事故防止教育	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 MS&AD インターリスク 総研株式会社
令和6年12月3日	教科指導研修会	令和の時代の新しい教育を創造する	教学本部長 高田直芳
令和7年2月20日	教科指導研修会	数学 B「統計」	花咲徳栄高等学校白土典嵩
令和7年3月27日	新任研修	生徒指導の基本的留意事項 (職場の危機対応)	総務部長 福島克夫
令和7年3月27日	新任研修	ハラスメント防止について育児・介護休業について	社会保険労務士法人 CS -One 代表社会保険労務士 栗原いずみ
令和7年3月27日	新任研修	就業規則・福利厚生について	人事部長 森田敏晴
令和7年5月21日	初任者研修	今、教師に求められているもの	教学本部長 高田直芳

令和7年5月21日	初任者研修	生徒指導の基本と保護者との連携	総務部長 福島克夫
令和7年5月21日	初任者研修	服務規律と不祥事の防止	参与 町田弦
令和7年7月4日	初任者研修及びステップアップ研修	いじめ等生徒指導上の諸問題の理解と対応	総務部長 福島克夫
令和7年7月4日	初任者研修及びステップアップ研修	不登校の理解と対応	教学本部長 高田直芳
令和7年7月4日	初任者研修及びステップアップ研修	進学指導・キャリア教育の推進	埼玉栄高等学校進学科長 大橋正明
令和7年7月8日	金融経済教育の授業づくり研修	学校における金融経済教育	J-FLEC 認定アドバイザー 一岡田由美子
令和7年7月8日	金融経済教育の授業づくり研修	大人になる前に知っておきたいお金の話	J-FLEC 認定アドバイザー 一岡田由美子
令和7年7月10日	コンプライアンス研修会	職場のハラスメント（再考）	弁護士 内野令四郎
令和7年7月15日	安全運転講習	DVD を利用した安全運転講習会	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 埼玉支店 さいたま第一支社 担当課長 寺園竜馬
令和8年3月26日	新任研修	佐藤栄学園の教職員として	総務部長 福島克夫
令和8年3月26日	新任研修	ハラスメント防止について育児・介護休業について	社会保険労務士法人 CS-0ne 代表社会保険労務士 栗原いずみ
令和8年3月26日	新任研修	就業規則・福利厚生について	人事部長 森田敏晴

※役職等は研修会開催時点

表 5-3-3 本学で開催している SD 研修会一覧

日付	テーマ	講師
令和4年11月9日	合理的配慮の実施に向けて ～事前準備編～	水國照充 准教授
令和4年12月14日	合理的配慮について（法律的観点から）	東京第一法律事務所 内野令四郎弁護士

令和5年3月6日	電話応対&接遇研修	(株)フォーブレーション 喜山志津香氏
令和5年7月5日	ハラスメント防止研修会	(株)フォーブレーション 柴田登子氏
令和5年9月8日	電話応対・苦情・クレーム対応研修	(株)フォーブレーション 喜山志津香氏
令和5年11月14日	ものづくり大学 SD 研修（動画視聴）	ものづくり大学
令和6年2月29日	事務職員対象合理的配慮に係る研修会	ものづくり大学 笠置 佳央氏
令和6年3月6日	合理的配慮の実施に向けて ～事前準備編～	水國照充 教授 青木智子 教授
令和6年7月10日	ビジョン 2024 ～学長・両学部長が語る HIU のこれから～	①柏木俊彦 学長 ②石上泰州 法学部長 ③久保潤二郎 スポーツ健康学部長
令和7年2月25日	本学における合理的配慮の実施体制	水國照充 教授

※役職等は研修会開催時点

表 5-3-4 外部組織が行っている主な研修会参加一覧

日付	研修会名称	主催団体
令和4年7月9日	大学リーダーシップ公開研究会	日本私立大学協会
令和4年7月12日	令和4年度評価充実協議会プログラム	日本高等教育評価機構
令和5年2月5日	日本学生支援機構奨学業務連絡協議会	日本学生支援機構
令和6年9月19日、20日	令和6年度 事務局長担当者研修会	日本私立大学協会
令和7年6月5日	令和7年度授業料等減免費交付金に係る業務説明会	日本私立学校振興・共済事業団
令和7年7月24日	令和7年度経常費補助金説明会	日本私立学校振興・共済事業団

※役職等は研修会開催時点

### 【自己評価】

教員のFDについては、FD・SD推進委員会でFD研修会や教員相互による授業見学会等を企画立案し、教育内容及び方法の改善に努めている。今後、さらに教員の教育活動を活性化するため、FD・SD推進委員会を十分に機能させ、引き続き学内のFD研修会に外部講師を招く機会を増やすほか、外部のFD・SD関連の研修会に教員を派遣するなどして、他大学の事例に触れて幅広く研修させるよう積極的に取り組み、本学の教育力向上につながるシステムを整備するなど、教育活動をさらに充実させていく。

職員の資質・能力向上のための研修としては、法人本部で開催しているほか、本学においても、定期的に開催している。採用時の研修や定期的な SD 研修会を実施し、外部の研修にも多くの職員を積極的に参加させるなどしている。今後、学内での SD 研修会への参加はもちろんのこと、文部科学省、日本高等教育評価機構や日本私立大学協会及び日本学生支援機構等が主催する外部組織の研修会等に、一層積極的に参加することにより、職員の資質・能力向上を図る。

#### 5-4 研究支援

##### 5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

##### 5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 5-4-③ 研究活動への資源の配分

###### (1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

###### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 【事実の説明】

##### 5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

###### (ア) 研究所設置及び学会の活動について

本学では、大学学則第 5 条規定に基づき、平成国際大学社会・情報科学研究所、及び平成国際大学スポーツ科学研究所を設置している。それぞれの研究所では、教員の教育研究活動の活性化に資するため、各研究所規程を整備し、支援に努めている。

社会・情報科学研究所では、表 5-4-1 で示すとおり学内の研究議論の活性化のために社会・情報科学研究所主催の研究報告会や他大学からの講演者を招いた講演会を開催している。スポーツ科学研究所では、表 5-4-2 で示すとおり毎年他大学の教員、大学院生を招き、本学教員、学生との論文発表会を合同で開催し、互いの研究教育効果を高めている。

また、法学部の教員及び学生から構成される平成国際大学法学部法政学会、及びスポーツ健康学部の教員及び学生から構成される平成国際大学スポーツ健康学部スポーツ健康学会の活動を通して、学術や専門分野に関する研究会等を開催し、相互に研鑽が図れるようにしている。

表 5-4-1 平成国際大学社会・情報科学研究所講演会一覧

開催日	講演者	テーマ	場所
令和 4 (2022) 年 11 月 24 日	佐竹 知彦 (防衛省 防衛研究所 政策研究部主任研究官)	岐路に立つ日本の安全保障ーより「統合」された防衛態勢の構築に向けてー	平成国際大学
令和 5 (2023) 年 11 月 9 日	高家 正行 (株式会社カインズ代表取締役社長 CEO)	カインズが守る創業からの取り組み	
令和 6 (2024) 年 11 月 28 日	小川 清史 (一般社団法人 日本安全保障戦略研究所 上席研究員)	「東アジアの安全保障」ー日本の安全保障戦略のあり方ー	
令和 7 (2025) 年 11 月 27 日	永田 尚三 (関西大学社会安全学部 教授 八潮市道路陥没救助事案検討委員会委員長)	防災対策のエキスパートと考える私たちは今、何をすべきか 安心安全なまちづくり in 平成国際大学	

※役職等は研修会開催時点

表 5-4-2 平成国際大学スポーツ科学研究所合同研究発表会一覧

開催年月日	内容	場所	備考
令和 4 (2022) 年 5 月 25 日	「ジャンパー膝を有する大学男子バレーボール選手に対する筋疲労の影響の検討 筋硬度および跳躍高の変化に着目して」 ・市原英	平成国際大学	研究成果報告
令和 4 (2022) 年 10 月 30 日	「中学校部活動の地域移行で大学は何をすべきか？」 ・森岡保典 (日本大学 教授) ・小野崎研郎 (浦和スポーツクラブ 理事長) ・石島隆志 (白岡市教育委員会 教育指導課指導主事)	平成国際大学	第 5 回スポーツ科学研究所セミナー
令和 5 (2023) 年 10 月 22 日	「地域とスポーツ 運部活動の地域移行をめぐって」 ・内田健二 (埼玉県中学校体育連盟 会長) ・大浜三平 (NPO 法人スマイルクラブ理事) ・久保潤二郎 (平成国際大学スポーツ健康学部学部長)	平成国際大学	第 6 回スポーツ科学研究所セミナー

令和 6 (2024) 年 5 月 29 日	「バレーボール初級者に対するセッター指導の ポイント-トス技術に着目して-」 ・松井優一	平成国際大学	研究成果報告
令和 6 (2024) 年 6 月 26 日	「パラリンピックが障害を作り出す？精神障害 者アスリートが捉える東京 2020 パラリンピック 大会の姿」・秋本成晴	平成国際大学	研究成果報告
令和 6 (2024) 年 11 月 10 日	「ビジネスの観点における地域スポーツの可能 性」 ・遠山健太 (株式会社ウイングート 代表) ・小山勇氣 (株式会社エンボス企画 代表)	平成国際大学	第 7 回スポーツ 科学研究所セミ ナー

※役職等は研修会開催時点

#### (イ) 研究室等について

すべての専任教員には、十分なスペース（標準型で 32.10 m<sup>2</sup>）を確保した個室の研究室が割り当てられている。研究室内は備付書架、机等の他、大テーブルが整備されており、研究会、論文指導等に活用している。原則として 24 時間利用可能である。

個室のほか、平成 29 (2017) 年 4 月のスポーツ健康学部の設置にともない、スポーツ・健康関連の研究に必要な実験実習施設として、「スポーツ医学演習室」「スポーツ情報演習室」等を整備し、施設内には、映像・力学分析関連機器、運動機能系計測機器、呼吸循環系計測機器、身体資源系計測機器類を配備しているほか、三次元動作解析システム、呼吸代謝測定装置（専用トレッドミル含む）、多用途筋機能評価運動装置（バイオデックスシステム 4）、体成分分析装置（インボディ）等の機器を配備している。

これらの研究設備等について令和 6 年 3 月実施の卒業生満足度調査によると「十分だった」14.3%「不足していたが学習や研究はできた」38.1%であり、半数以上が概ね評価している。

#### 5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理の確立と厳正な運用については、法人全体として、「学校法人佐藤栄学園コンプライアンス管理規程」を定め、第 4 条（行動指針）において、「学園の役員及び職員は、法令、学園の規則等を遵守するとともに、社会倫理を全うする。」ことを求めている。

文部科学省より「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」が策定されたことにより、法人においては「学校法人佐藤栄学園内部監査規程」第 3 条第 2 項において公的研究費に係る内部監査について規定し「学校法人佐藤栄学園公的研究費に係る内部監査要領」で詳細を定めている。

大学においては、公的研究費の管理・監査体制を明確化するために「平成国際大学における公的研究費の管理・監査ガイドライン」を、公的研究費の不正使用を防ぐために「平成国際大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針（平成 27 年 8 月）」を、

研究における不正行為を防止するために「平成国際大学公的研究費不正防止計画」等を定め、研究費の不正使用、研究活動における不正行為防止のための責任体制を構築し、研究倫理教育の実施に取り組んでいる。

また、公的研究費の支給を受けて行う研究に伴って生じる恐れがある利益相反を適正に管理し、利益相反による弊害を防止することを目的とした「平成国際大学利益相反規程」を令和6年7月10日に制定した。

学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理を適切に実施するために「平成国際大学安全保障輸出管理規程」を令和7年2月25日に制定した。

研究についての倫理観の醸成に向けての対応として、科学研究費申請教員に対しては、毎年研究倫理教育を実施しているほか、平成30年度以降は、全教員参加のSDにおいて研究倫理教育研修を毎年実施し、令和7年度は11月にオンデマンドで「研究活動における研究倫理～公正な研究活動の推進のために～」と題した研修会を実施した。

また、ヒトを直接の対象とした実験研究については、「平成国際大学におけるヒトを対象とする実験研究に関する倫理審査規程」を設け、教授会規程第8条第1項の委員会として「ヒトを直接の対象とする実験研究に関する倫理審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置している。この規程により、本学教員は、倫理的な問題が生じる可能性のある実験・研究の実施または結果の公表にあたり、委員会に対して、あらかじめ当該実験研究計画又は当該公表に関して申請しなくてはならず、申請を受理した委員会は規程に定められた審査基準をもとに審査し、承認の可否を判断する仕組みを整えている。

近年、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対応すべく、「平成国際大学研究インテグリティの確保に関する規程」を制定し、研究の健全性・公正性の確保に努めている。

#### 5-4-③ 研究活動への資源の配分

本学は、教員が自己の専門分野に関する調査・研究を遂行するために必要な研究費として、個人研究費を配分しているほか、以下のとおり研究助成及び出版助成の制度を設けている。

##### (ア) 個人研究費

個人研究費は個人研究費規程において、研究活動に必要な図書費や物品購入費、学会費、旅費等の研究費の用途を定めている。個人研究費は、旅費を含めて原則43万円である。専任教員は、毎年度研究計画書を提出し、計画的に研究が進められるよう支出している。年度終了後には、研究報告書を学長に提出し、研究費の適切な運用を行っている。

##### (イ) 研究助成

教員の科学研究費等の申請を奨励するため、令和元（2019）年度より、複数教員あるいは個人教員による研究プロジェクトについて、科学研究費に申請したが採択されなかった、採択されたが申請額に達しなかったあるいは申請の準備をしているプロジェクトに対して、一定の基準に従い評価し助成する制度として、研究助成費を設定した。研究助成は、学内における競争的資金であり、研究助成実施要領において、研究助成に関連する諸手続きを定めている。研究期間は1年として年度当初に募集し、申請者または申請グループは、研究種別（A 学術研究、B 教育改革に関する研究、C その他（研究所））を明記し、4月末までに研究計画書を学長宛に提出している。

令和元（2019）年度より、プロジェクトごとの予算配分については、研究助成評価委員会（以下、評価委員会）で審議の上、学長が決定している。研究終了後は、終了後 1 ヶ月以内あるいは当該年度 3 月 10 日のいずれか早い日までに、研究代表者が研究成果報告書及び必要書類を添付した経理報告書を学長宛に提出している。学長は、毎年 3 月末までに「平成国際大学共同研究の評価に関する取扱い要領」の評価基準に基づき、評価委員会を開催しプロジェクト別に評価を行うなど、研究費の適切な運用を行っている。

#### （ウ）出版助成費

出版助成は、出版をとおして教員の研究活動の促進を図ることを目的とした「出版助成に関する規程」において、助成の対象や申請手続き等を定め、教員の研究支援をしている。

#### 【自己評価】

全専任教員に十分なスペースを確保した個室が割り当てられ、研究に必要な機器や設備が整備されているほか、活発な研究活動を促進するために各研究所規程に基づき研究所を設置するなど、研究環境の整備については、適切に運営管理されている。

文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 2 月 18 日改正)を受けて、法人、大学ともに公的資金の不正防止に向けて上述した各種規程、ガイドライン等を整備し、厳正に運用している。

倫理的な問題が生じる可能性のある実験・研究の実施または結果を公表するに際しては、規程を整備・運用し、人間の生命、健康、プライバシー及び尊厳を守るという見地からの配慮が十分に行われ、かつ一般社会の理解が得られる倫理的な適正さを確保している。

研究活動への資源配分に関しても個人研究費、研究助成、出版助成費等についての規程等を整備し、研究に必要な図書・物品等を購入できるよう支援している。また、科学研究費助成事業等の外部資金獲得のために、各学部長から全教員が申請するよう奨励し、申請状況に応じて評価委員会が評価し、研究助成費を適正に配分するなど教員の研究活動への支援を強化している。

本学は開設から約四半世紀を迎え、研究施設の一部に経年劣化が見られるため、研究環境の改善を図るとともに、教員等の安全・安心な環境を確保するため、施設・設備の修繕・更新等への予算措置等、適切な対応を逐次進めている。

研究活動への資金の配分については、大学と法人本部とが緊密に連携しつつ、外部資金の獲得を推進する体制を強化指定している。